



入所料金表

1割負担の場合

多床室入所料金(4人部屋・2人部屋)

※介護報酬改定(修正)、行政の指導などにより、予告なく変更する場合がございます。

令和6年4月より

介護度	段階	介護保険1割負担	食費(共通)	日常生活費・教養娯楽費(共通)	居住費(4人部屋)	4人部屋合計	居住費(2人部屋)	2人部屋合計
要介護1	4	¥27,541	¥54,600	¥9,720	¥11,310	¥103,171	¥30,600	¥122,461
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥11,100	¥86,220	¥11,100	¥86,220
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥11,100	¥64,920	¥11,100	¥64,920
	2	¥15,000	¥11,700		¥11,100	¥47,520	¥11,100	¥47,520
	1	公費負担	¥9,000		¥0	¥18,720	¥0	¥18,720
要介護2	4	¥29,945	¥54,600		¥11,310	¥105,575	¥30,600	¥124,865
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥11,100	¥86,220	¥11,100	¥86,220
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥11,100	¥64,920	¥11,100	¥64,920
	2	¥15,000	¥11,700		¥11,100	¥47,520	¥11,100	¥47,520
	1	公費負担	¥9,000		¥0	¥18,720	¥0	¥18,720
要介護3	4	¥32,063	¥54,600		¥11,310	¥107,693	¥30,600	¥126,983
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥11,100	¥86,220	¥11,100	¥86,220
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥11,100	¥64,920	¥11,100	¥64,920
	2	¥15,000	¥11,700		¥11,100	¥47,520	¥11,100	¥47,520
	1	公費負担	¥9,000		¥0	¥18,720	¥0	¥18,720
要介護4	4	¥33,897	¥54,600		¥11,310	¥109,527	¥30,600	¥128,817
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥11,100	¥86,220	¥11,100	¥86,220
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥11,100	¥64,920	¥11,100	¥64,920
	2	¥15,000	¥11,700		¥11,100	¥47,520	¥11,100	¥47,520
	1	公費負担	¥9,000		¥0	¥18,720	¥0	¥18,720
要介護5	4	¥35,573	¥54,600		¥11,310	¥111,203	¥30,600	¥130,493
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥11,100	¥86,220	¥11,100	¥86,220
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥11,100	¥64,920	¥11,100	¥64,920
	2	¥15,000	¥11,700		¥11,100	¥47,520	¥11,100	¥47,520
	1	公費負担	¥9,000		¥0	¥18,720	¥0	¥18,720

個室入所料金

介護度	段階	介護保険1割負担	食費	日常生活費・教養娯楽費	居住費	個室合計
要介護1	4	¥24,917	¥54,600	¥9,720	¥50,040	¥139,277
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥39,300	¥114,420
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥39,300	¥93,120
	2	¥15,000	¥11,700		¥14,700	¥51,120
	1	公費負担	¥9,000		¥14,700	¥33,420
要介護2	4	¥27,288	¥54,600		¥50,040	¥141,648
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥39,300	¥114,420
	3-①	¥24,000	¥19,500		¥39,300	¥92,520
	2	¥15,000	¥11,700		¥14,700	¥51,120
	1	公費負担	¥9,000		¥14,700	¥33,420
要介護3	4	¥29,344	¥54,600		¥50,040	¥143,704
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥39,300	¥114,420
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥39,300	¥93,120
	2	¥15,000	¥11,700		¥14,700	¥51,120
	1	公費負担	¥9,000		¥14,700	¥33,420
要介護4	4	¥31,146	¥54,600		¥50,040	¥145,506
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥39,300	¥114,420
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥39,300	¥93,120
	2	¥15,000	¥11,700		¥14,700	¥51,120
	1	公費負担	¥9,000		¥14,700	¥33,420
要介護5	4	¥32,885	¥54,600		¥50,040	¥147,245
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥39,300	¥114,420
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥39,300	¥93,120
	2	¥15,000	¥11,700		¥14,700	¥51,120
	1	公費負担	¥9,000		¥14,700	¥33,420

個室種類	個室料金
2人部屋	¥32,400
個室	¥64,800

(30日計)

(30日計)



①介護保険1割負担額

4人部屋の場合

個室の場合

令和6年4月1日改訂

要介護1	¥918/日	要介護1	¥831/日
要介護2	¥999/日	要介護2	¥910/日
要介護3	¥1,069/日	要介護3	¥979/日
要介護4	¥1,130/日	要介護4	¥1,039/日
要介護5	¥1,186/日	要介護5	¥1,097/日
夜勤職員配置加算	¥26/日	・夜間・深夜に一定以上看護職員又は、介護職員を配置する。	
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	¥272/回	・入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士がその入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、筆世に応じてリハビリテーション計画を見直していること。	
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	¥211/日	・入所者に対して、医師等が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行っていること。	
初期加算(Ⅰ)	¥64/日	当該介護老人保健施設の空床情報について、地域の医療機関に定期的に情報を共有していること。	
初期加算(Ⅱ)	¥32/日	入所日より30日算定します。ただし、初期加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しない。	
外泊時費用	¥382/日	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定する。外泊の初日及び最終日は算定できない。	
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	¥844/日	退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定する。	
認知症短期集中リハ加算(Ⅰ)	¥253/日	(1)リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。 (2)リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して、適切なものであること。 (3)入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成していること。	
認知症短期集中リハ加算(Ⅱ)	¥127/日	認知症短期集中リハ加算(Ⅰ)の(1)及び(2)に該当するものであること。	
退所時栄養情報連携加算(1月につき1回を限度)	¥74/回	厚生労働大臣が定める特別食※を必要とする者又は低栄養状態であると医師が判断した入所者に対し、管理栄養士が退所先の医療機関に対して当該者の栄養管理に関する情報を提供する。	
再入所時栄養連携加算	¥211/回	厚生労働大臣が定める特別食※を必要とする者。	
安全管理体制未実施減算	-¥6/日	運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合。	
安全対策体制加算	¥21/回	・外部研修終了担当者を部門設置と組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。 入所時1回のみ。	
在宅復帰・在宅栄養支援機能加算Ⅰ	¥54/日	・在宅復帰支援を積極的に行い在宅復帰率や職員配置割合の強化が施設基準の40以上である。	
在宅復帰・在宅栄養支援機能加算Ⅱ	¥54/日	・在宅復帰支援を積極的に行い在宅復帰率や職員配置割合の強化が施設基準の70以上である。	
療養食加算	¥7/回	・医師の指示の元で療養食を必要とした時に算定します。	
経口移行加算	¥30/日	・経口摂取に移行するための計画を行います。	
経口維持加算(Ⅰ)	¥422/月	・医師の指示の下、経口維持計画書を作成し管理栄養士又は栄養士が栄養管理をします。	
経口維持加算(Ⅱ)	¥106/月	・上記に加え継続的な支援と食事観察及び会議に医師、又は言語聴覚士等も参加した場合。	
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	¥475/回	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合。	
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	¥506/回	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合。	
試行的退所時指導加算	¥422/回	入所期間が1月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、退所後の療養上の指導を行った場合に算定する。	
退所時情報提供加算(Ⅰ)	¥527/回	入所者が居宅へ退所した場合、当該入所者の診療情報心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定する。	
退所時情報提供加算(Ⅱ)	¥264/回	入所者等が医療機関へ退所した場合、当該入所者の診療情報心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定します。	
入退所前連携加算Ⅰ	¥633/回	・入所前後30日以内に介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービスの利用方針を定めた場合に算定します。	
入退所前連携加算Ⅱ	¥422/回	・1ヶ月以上の入所後診療状況の文書の作成と居宅支援事業者との退所後のサービス調整を行います。	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	¥148/回	入所前の主治医と連携し状況に応じて処方内容の変更をし退所後情報提供を行った場合算定します。	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	¥74/回	・施設においてかかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イの要件①④⑤に掲げる基準のいずれにも適合していること。 入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設において、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ、療養上必要な指導を行うこと。	
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	¥253/回	・(Ⅰ)イ又はロに加え、服薬情報を厚生労働省に提出し適切かつ有効な実施のための情報を活用します。	
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	¥106/回	・(Ⅰ)と(Ⅱ)に加え、入所者の薬剤を当施設の医師とかかりつけ医が連携し減薬する取組みを行います。	
緊急時治療管理	¥546/日	・入所者の病状が重篤になり、救命救急治療を行った場合に算定します。	
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	¥252/日	・肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の憎悪のいずれかに該当する入所者に対し、投薬・検査・注射・処置等を行った場合に算定します。	
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	¥506/日	・上記に加え介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。	
訪問看護指示加算	¥317/回	・訪問看護事業所への指示書を交付した場合に算定します。	
リハビリマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	¥35/月	・医師とリハビリ職員がリハビリテーション実施計画を作成し厚生労働省と連携を行った場合に算定します。	
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	¥4/月	・入所時にリスク評価を全員に行います。	
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	¥14/月	・(Ⅰ)を満たし褥瘡発生のリスクがあるとされた入所者に発生がなかった場合に算定します。	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	¥11/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で改善活動を継続的に行っていること。	
排せつ支援加算Ⅰ	¥11/月	・入所時に排泄に関する状況の評価を(少なくとも3月に1回)実施し計画策定をして厚生労働省と連携します。計画に沿った支援を継続します。	
排せつ支援加算Ⅱ	¥16/月	・(Ⅰ)の継続支援と排尿又は排便の改善が見込まれる場合に算定します。又は施設利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。	
排せつ支援加算Ⅲ	¥21/月	・おむつ使用有りからおむつ使用無しに改善した場合に算定します。又は施設利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。	

業務継続計画未実施減算	所定単位数の3.0%を減算	当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%を減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催・虐待防止のための指針を整備・従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施・適切に実施するための担当者を置くこと
自立支援促進加算	¥317/月	・寝たきり予防重度化防止のためのマネジメントを医師を交えて計画し厚生労働省と連携を図った場合算定します。
科学的介護推進体制加算Ⅰ	¥43/月	・一人一人の日常生活動作、栄養状態、口腔機能、認知症状など基本情報を厚生労働省に提出し必要に応じて見直しを図ります。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	¥64/月	・(Ⅰ)の情報に薬剤情報を加え、厚生労働省に提出し連携します。
ターミナルケア加算	¥76/日	・家族の同意を得て行う、ターミナルに関する加算。 死亡日以前31日以上45日以下。
	¥169/日	・家族の同意を得て行う、ターミナルに関する加算。 死亡日以前4日以上30日以下。
	¥960/日	・家族の同意を得て行う、ターミナルに関する加算。 死亡日以前2日または3日。
	¥2,003/日	・家族の同意を得て行う、ターミナルに関する加算。 死亡日。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	¥19/日	・介護職員の国家資格保持者(介護福祉士)を60%以上配置されていることの加算
介護職員処遇改善加算Ⅰ	3.9%	所定単位数の3.9%加算
介護職員処遇改善加算Ⅱ	2.9%	所定単位数の2.9%加算
介護職員処遇改善加算Ⅲ	1.6%	所定単位数の1.6%加算
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	2.1%	介護職員の処遇改善のさらなる加算技術と経験の比率による
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1.7%	介護職員の処遇改善のさらなる加算技術と経験の比率による
介護職員等ベースアップ等支援加算	0.8%	処遇改善加算を取得している事業所で加算額は法人が定める額を介護職員等のベースアップ等に使用する
②その他利用料		
食費	¥1,820/日	(第3段階②):1360円、第3段階①:650円、第2段階:390円、第1段階:300円/日)
特別な食事代		実費 お正月メニュー・クリスマスメニュー・季節の行事食など(220円/食)
居住費	1人部屋の場合	¥1,668/日 (第3段階:1,310円、第2段階:490円、第1段階:490円/日)
	2人部屋の場合	¥1,025/日 (第3段階:370円、第2段階:370円、第1段階:0円/日)
	4人部屋の場合	¥377/日 (第3段階:370円、第2段階:370円、第1段階:0円/日)
日常生活費	¥216/日	その他日常生活に関わるもの(シャンプー・ソープ・清掃消耗品費等として)
個室料	2人部屋	¥1,080/日
	1人部屋	¥2,160/日
理美容代	カット	¥2,530/回
	シャンプー	¥990/回
	顔剃り	¥990/回
	カラー+カット	¥6,050/回
	パーマ+カット	¥6,050/回
私物洗濯		¥660/回
教養娯楽費		¥108/日 日常的なレクリエーション、教養品費等+実費(生花等は花代等別途必要になります)
持込み家電電気代	ノート型パソコン	¥162/月
	加湿器・空気清浄機	¥1,512/月
	携帯電話	¥54/月
	ラジオ機器	¥216/月
	その他	¥54~108/月
診療情報提供書等文書料		¥2,200/枚
テレビ料金		¥200/日 テレビカードとして購入いただきます(1枚:1000円 1日¥200×5日分) 日数単位で精算できます。

※上記、②その他利用料は消費税込みの価格で示しております。

居住費について、外泊中は居住費を徴収することができるものとする。ただし、外泊中のベッドを短期入所療養介護、又は、介護予防短期入所療養介護に利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所療養介護利用者、又は、介護予防短期入所療養介護者より短期入所の滞在費を徴収する。基準により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する方にあつては、多床室の費用の額となります。

施設は、②その他利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行なう1ヶ月前までに説明を行ない、当該利用料を相当額に変更する。



入所料金表

2割負担の場合

多床室入所料金(4人部屋・2人部屋)

※介護報酬改定(修正)、行政の指導などにより、予告なく変更する場合がございます。

令和6年4月より

介護度	段階	介護保険1割負担	食費(共通)	日常生活費・教養娯楽費(共通)	居住費(4人部屋)	4人部屋合計	居住費(2人部屋)	2人部屋合計
要介護1	4	¥55,082	¥54,600	¥9,720	¥11,310	¥130,712	¥30,600	¥150,002
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥11,100	¥86,220	¥11,100	¥86,220
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥11,100	¥64,920	¥11,100	¥64,920
	2	¥15,000	¥11,700		¥11,100	¥47,520	¥11,100	¥47,520
	1	公費負担	¥9,000		¥0	¥18,720	¥0	¥18,720
要介護2	4	¥59,889	¥54,600		¥11,310	¥135,519	¥30,600	¥154,809
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥11,100	¥86,220	¥11,100	¥86,220
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥11,100	¥64,920	¥11,100	¥64,920
	2	¥15,000	¥11,700		¥11,100	¥47,520	¥11,100	¥47,520
	1	公費負担	¥9,000		¥0	¥18,720	¥0	¥18,720
要介護3	4	¥64,126	¥54,600		¥11,310	¥139,756	¥30,600	¥159,046
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥11,100	¥86,220	¥11,100	¥86,220
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥11,100	¥64,920	¥11,100	¥64,920
	2	¥15,000	¥11,700		¥11,100	¥47,520	¥11,100	¥47,520
	1	公費負担	¥9,000		¥0	¥18,720	¥0	¥18,720
要介護4	4	¥67,794	¥54,600		¥11,310	¥143,424	¥30,600	¥162,714
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥11,100	¥86,220	¥11,100	¥86,220
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥11,100	¥64,920	¥11,100	¥64,920
	2	¥15,000	¥11,700		¥11,100	¥47,520	¥11,100	¥47,520
	1	公費負担	¥9,000		¥0	¥18,720	¥0	¥18,720
要介護5	4	¥71,145	¥54,600		¥11,310	¥146,775	¥30,600	¥166,065
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥11,100	¥86,220	¥11,100	¥86,220
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥11,100	¥64,920	¥11,100	¥64,920
	2	¥15,000	¥11,700		¥11,100	¥47,520	¥11,100	¥47,520
	1	公費負担	¥9,000		¥0	¥18,720	¥0	¥18,720

個室入所料金

介護度	段階	介護保険1割負担	食費	日常生活費・教養娯楽費	居住費	個室合計
要介護1	4	¥49,833	¥54,600	¥9,720	¥50,040	¥164,193
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥39,300	¥114,420
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥39,300	¥93,120
	2	¥15,000	¥11,700		¥14,700	¥51,120
	1	公費負担	¥9,000		¥14,700	¥33,420
要介護2	4	¥54,576	¥54,600		¥50,040	¥168,936
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥39,300	¥114,420
	3-①	¥24,000	¥19,500		¥39,300	¥92,520
	2	¥15,000	¥11,700		¥14,700	¥51,120
	1	公費負担	¥9,000		¥14,700	¥33,420
要介護3	4	¥58,687	¥54,600		¥50,040	¥173,047
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥39,300	¥114,420
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥39,300	¥93,120
	2	¥15,000	¥11,700		¥14,700	¥51,120
	1	公費負担	¥9,000		¥14,700	¥33,420
要介護4	4	¥62,292	¥54,600		¥50,040	¥176,652
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥39,300	¥114,420
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥39,300	¥93,120
	2	¥15,000	¥11,700		¥14,700	¥51,120
	1	公費負担	¥9,000		¥14,700	¥33,420
要介護5	4	¥65,770	¥54,600		¥50,040	¥180,130
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥39,300	¥114,420
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥39,300	¥93,120
	2	¥15,000	¥11,700		¥14,700	¥51,120
	1	公費負担	¥9,000		¥14,700	¥33,420

個室種類	個室料金
2人部屋	¥32,400
個室	¥64,800

(30日計)

(30日計)



①介護保険2割負担額
4人部屋の場合

個室の場合

令和6年4月1日改訂

要介護1		¥1,836/日	要介護1		¥1,661/日
要介護2		¥1,997/日	要介護2		¥1,820/日
要介護3		¥2,138/日	要介護3		¥1,957/日
要介護4		¥2,260/日	要介護4		¥2,077/日
要介護5		¥2,372/日	要介護5		¥2,193/日
夜勤職員配置加算	¥51/日		・夜間・深夜に一定以上看護職員又は、介護職員を配置する。		
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	¥544/回		・入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士がその入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合であつて、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、筆世に応じてリハビリテーション計画を見直していること。		
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	¥422/日		・入所者に対して、医師等が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行っていること。		
初期加算(Ⅰ)	¥127/日		・当該介護老人保健施設の空床情報について、地域の医療機関に定期的に情報を共有していること。		
初期加算(Ⅱ)	¥64/日		・入所日より30日算定します。ただし、初期加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しない。		
外泊時費用	¥763/日		・外泊時に算定します。		
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	¥1,687/日		・外泊時に在宅サービスを利用したときに算定します。		
認知症短期集中リハ加算(Ⅰ)	¥506/日		(1)リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。 (2)リハビリテーションを行う日数、入所者数、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して、適切なものであること。 (3)入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成していること。		
認知症短期集中リハ加算(Ⅱ)	¥253/日		・認知症短期集中リハ加算(Ⅰ)の(1)及び(2)に該当するものであること。		
退所時栄養情報連携加算(1月につき1回を限度)	¥148/回		・厚生労働大臣が定める特別食※を必要とする者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対し、管理栄養士が退所先の医療機関に対して当該者の栄養管理に関する情報を提供する。		
再入所時栄養連携加算	¥422/回		・厚生労働大臣が定める特別食※を必要とする者。		
安全管理体制未実施減算	-¥11/日		・外部研修終了担当者を中心とした組織的な安全対策が整備されていない場合。		
安全対策体制加算	¥42/回		・外部研修終了担当者を部門設置と組織的な安全対策体制の整備をします。 入所時1回のみ。		
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	¥108/日		・在宅復帰支援を積極的に行い在宅復帰率や職員配置割合の強化が施設基準の40以上である。		
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	¥108/日		・在宅復帰支援を積極的に行い在宅復帰率や職員配置割合の強化が施設基準の70以上である。		
療養食加算	¥13/回		・医師の指示の元で療養食を必要とした時に算定します。		
経口移行加算	¥59/日		・経口摂取に移行するための計画を行います。		
経口維持加算(Ⅰ)	¥844/月		・医師の指示の下、経口維持計画書を作成し管理栄養士又は栄養士が栄養管理をします。		
経口維持加算(Ⅱ)	¥211/月		・上記に加え継続的な支援と食事観察及び会議に医師、又は言語聴覚士等も参加した場合。		
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	¥949/回		・退所に係る指導を入所前に在宅に訪問し行います。		
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	¥1,012/回		・多職種が会議を行ない目標や支援計画を定めます。		
試行的退所時指導加算	¥844/回		・退所時に係る指導を行った場合に算定します。		
退所時情報提供加算(Ⅰ)	¥1,054/回		・入所者が居宅へ退所した場合、当該入所者の診療情報心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定します。		
退所時情報提供加算(Ⅱ)	¥527/回		・入所者等が医療機関へ退所した場合、当該入所者の診療情報心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定します。		
入退所前連携加算Ⅰ	¥1,265/回		・入所前後30日以内に介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービスの利用方針を定めた場合に算定します。		
入退所前連携加算Ⅱ	¥844/回		・1ヶ月以上の入所後診療状況の文書の作成と居宅支援事業者との退所後のサービス調整を行います。		
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	¥295/回		・かかりつけ医と連携し状況に応じて処方内容の変更をし退所後情報提供を行った場合算定します。		
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	¥148/回		・施設においてかかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イの要件①④⑤に掲げる基準のいずれにも適合していること。 ・入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設において、入所中に服用薬剤の総合		
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	¥506/回		・(Ⅰ)イ又はロに加え、服薬情報を厚生労働省に提出し適切かつ有効な実施のための情報を活用します。		
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	¥211/回		・(Ⅰ)と(Ⅱ)に加え、入所者の薬剤を当施設の医師とかかりつけ医が連携し減薬する取組みを行います。		
緊急時治療管理	¥1,092/日		・入所者の病状が重篤になり、救命救急治療を行った場合に算定します。		
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	¥504/日		・特定の疾患について、投薬・検査・注射・処置等を行った場合に算定します。		
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	¥1,012/日		・上記に加え医師による専門的な総合診療を行った場合に算定します。		
訪問看護指示加算	¥633/回		・訪問看護事業所への指示を行なった場合に算定します。		
リハビリマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	¥70/月		・医師とリハビリ職員がリハビリテーション実施計画を作成し厚生労働省と連携を行った場合に算定します。		
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	¥7/月		・入所時にリスク評価を全員に行います。		
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	¥28/月		・(Ⅰ)を満たし褥瘡発生のリスクがあるとされた入所者に発生がなかった場合に算定します。		
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	¥21/月		・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で改善活動を継続的にしていること。		
排せつ支援加算Ⅰ	¥21/月		・入所時に排泄に関する状況の評価を(少なくとも3月に1回)実施し計画策定をして厚生労働省と連携します。		
排せつ支援加算Ⅱ	¥32/月		・(Ⅰ)の継続支援と排泄又は排便の改善が見込まれる場合に算定します。又は施設利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと		
排せつ支援加算Ⅲ	¥42/月		・(Ⅰ)のおむつ使用有りからおむつ使用無しに改善した場合に算定します。又は施設利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと		

業務継続計画未実施減算	所定単位数の3.0%を減算	当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%を減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催・虐待防止のための指針を整備・従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施・適切に実施するための担当者を置くこと
自立支援促進加算	¥317/月	・寝たきり予防重度化防止のためのマネジメントを医師を交えて計画し厚生労働省と連携を図った場合算定します。
科学的介護推進体制加算Ⅰ	¥43/月	・一人一人の日常生活動作、栄養状態、口腔機能、認知症状など基本情報を厚生労働省に提出し必要に応じて見直しを図ります。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	¥64/月	・(Ⅰ)の情報に薬剤情報を加え、厚生労働省に提出し連携します。
ターミナルケア加算	¥152/日	・家族の同意を得て行う、ターミナルに関する加算。 死亡日以前31日以上45日以下。
	¥338/日	・家族の同意を得て行う、ターミナルに関する加算。 死亡日以前4日以上30日以下。
	¥1,919/日	・家族の同意を得て行う、ターミナルに関する加算。 ・死亡日以前2日または3日。
	¥4,006/日	・家族の同意を得て行う、ターミナルに関する加算。 死亡日。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	¥38/日	・介護職員の国家資格保持者(介護福祉士)を60%以上配置されていることの加算
介護職員処遇改善加算Ⅰ	3.9%	所定単位数の3.9%加算
介護職員処遇改善加算Ⅱ	2.9%	所定単位数の2.9%加算
介護職員処遇改善加算Ⅲ	1.6%	所定単位数の1.6%加算
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	2.1%	介護職員の処遇改善のさらなる加算技術と経験の比率による
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1.7%	介護職員の処遇改善のさらなる加算技術と経験の比率による
介護職員等ベースアップ等支援加算	0.8%	処遇改善加算を取得している事業所で加算額は法人が定める額を介護職員等のベースアップ等に使用する
②その他利用料		
食費	¥1,820/日	(第3段階②:1360円、第3段階①:650円、第2段階:390円、第1段階:300円/日)
特別な食事代		実費
居住費	1人部屋の場合 ¥1,668/日	お正月メニュー・クリスマスメニュー・季節の行事食など(220円/食)
2人部屋の場合	¥1,025/日	(第3段階:1,310円、第2段階:490円、第1段階:490円/日)
4人部屋の場合	¥377/日	(第3段階:1,370円、第2段階:370円、第1段階:000円/日)
日常生活費	¥216/日	(第3段階:1,370円、第2段階:370円、第1段階:000円/日)
個室料	2人部屋 ¥1,080/日	その他日常生活に関わるもの(シャンプー・ソープ・清掃消耗品費等として)
1人部屋	¥2,160/日	
カット	¥2,530/回	
シャンプー	¥990/回	
理美容代	顔剃り ¥990/回	
カラー+カット	¥6,050/回	
パーマ+カット	¥6,050/回	
私物洗濯	¥660/回	
教養娯楽費	¥108/日	日常的なレクリエーション、教養品費等+実費(生花等は花代等別途必要になります)
持込み家電電気代	ノート型パソコン ¥162/月	
加湿器・空気清浄機	¥1,512/月	
携帯電話	¥54/月	
ラジオ機器	¥216/月	
その他	¥54~108/月	
診療情報提供書等文書料	¥2,200/枚	
テレビ料金	¥200/日	テレビカードとして購入いただきます(1枚:1000円 1日¥200×5日分) 日数単位で精算できます。

※上記、②その他利用料は消費税込みの価格で示しております。

居住費について、外泊中は居住費を徴収することができるものとする。ただし、外泊中のベッドを短期入所療養介護、又は、介護予防短期入所療養介護に利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所療養介護利用者、又は、介護予防短期入所療養介護者より短期入所の滞在費を徴収する。基準により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する方については、多床室の費用の額となります。

施設は、②その他利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行なう1ヶ月前までに説明を行ない、当該利用料を相当額に変更する。



入所料金表

3割負担の場合

多床室入所料金(4人部屋・2人部屋)

※介護報酬改定(修正)、行政の指導などにより、予告なく変更する場合がございます。

令和6年4月より

介護度	段階	介護保険1割負担	食費(共通)	日常生活費・教養娯楽費(共通)	居住費(4人部屋)	4人部屋合計	居住費(2人部屋)	2人部屋合計
要介護1	4	¥82,623	¥54,600	¥9,720	¥11,310	¥158,253	¥30,600	¥177,543
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥11,100	¥86,220	¥11,100	¥86,220
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥11,100	¥64,920	¥11,100	¥64,920
	2	¥15,000	¥11,700		¥11,100	¥47,520	¥11,100	¥47,520
	1	公費負担	¥9,000		¥0	¥18,720	¥0	¥18,720
要介護2	4	¥89,833	¥54,600		¥11,310	¥165,463	¥30,600	¥184,753
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥11,100	¥86,220	¥11,100	¥86,220
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥11,100	¥64,920	¥11,100	¥64,920
	2	¥15,000	¥11,700		¥11,100	¥47,520	¥11,100	¥47,520
	1	公費負担	¥9,000		¥0	¥18,720	¥0	¥18,720
要介護3	4	¥96,188	¥54,600		¥11,310	¥171,818	¥30,600	¥191,108
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥11,100	¥86,220	¥11,100	¥86,220
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥11,100	¥64,920	¥11,100	¥64,920
	2	¥15,000	¥11,700		¥11,100	¥47,520	¥11,100	¥47,520
	1	公費負担	¥9,000		¥0	¥18,720	¥0	¥18,720
要介護4	4	¥101,690	¥54,600		¥11,310	¥177,320	¥30,600	¥196,610
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥11,100	¥86,220	¥11,100	¥86,220
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥11,100	¥64,920	¥11,100	¥64,920
	2	¥15,000	¥11,700		¥11,100	¥47,520	¥11,100	¥47,520
	1	公費負担	¥9,000		¥0	¥18,720	¥0	¥18,720
要介護5	4	¥106,718	¥54,600		¥11,310	¥182,348	¥30,600	¥201,638
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥11,100	¥86,220	¥11,100	¥86,220
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥11,100	¥64,920	¥11,100	¥64,920
	2	¥15,000	¥11,700		¥11,100	¥47,520	¥11,100	¥47,520
	1	公費負担	¥9,000		¥0	¥18,720	¥0	¥18,720

個室入所料金

介護度	段階	介護保険1割負担	食費	日常生活費・教養娯楽費	居住費	個室合計
要介護1	4	¥74,750	¥54,600	¥9,720	¥50,040	¥189,110
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥39,300	¥114,420
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥39,300	¥93,120
	2	¥15,000	¥11,700		¥14,700	¥51,120
	1	公費負担	¥9,000		¥14,700	¥33,420
要介護2	4	¥81,864	¥54,600		¥50,040	¥196,224
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥39,300	¥114,420
	3-①	¥24,000	¥19,500		¥39,300	¥92,520
	2	¥15,000	¥11,700		¥14,700	¥51,120
	1	公費負担	¥9,000		¥14,700	¥33,420
要介護3	4	¥88,030	¥54,600		¥50,040	¥202,390
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥39,300	¥114,420
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥39,300	¥93,120
	2	¥15,000	¥11,700		¥14,700	¥51,120
	1	公費負担	¥9,000		¥14,700	¥33,420
要介護4	4	¥93,438	¥54,600		¥50,040	¥207,798
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥39,300	¥114,420
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥39,300	¥93,120
	2	¥15,000	¥11,700		¥14,700	¥51,120
	1	公費負担	¥9,000		¥14,700	¥33,420
要介護5	4	¥98,655	¥54,600		¥50,040	¥213,015
	3-②	¥24,600	¥40,800		¥39,300	¥114,420
	3-①	¥24,600	¥19,500		¥39,300	¥93,120
	2	¥15,000	¥11,700		¥14,700	¥51,120
	1	公費負担	¥9,000		¥14,700	¥33,420

個室種類	個室料金
2人部屋	¥32,400
個室	¥64,800

(30日計)

(30日計)



①介護保険3割負担額

4人部屋の場合

個室の場合

令和6年4月1日改訂

要介護1	¥2,754/日	要介護1	¥2,492/日
要介護2	¥2,995/日	要介護2	¥2,729/日
要介護3	¥3,207/日	要介護3	¥2,935/日
要介護4	¥3,390/日	要介護4	¥3,115/日
要介護5	¥3,558/日	要介護5	¥3,289/日
夜勤職員配置加算	¥76/日	・夜間・深夜に一定以上看護職員又は、介護職員を配置する。	
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	¥816/回	・入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士がその入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、並世に応じてリハビリテーション計画を見直していること。	
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	¥633/日	・入所者に対して、医師等が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行っていること。	
初期加算(Ⅰ)	¥190/日	当該介護老人保健施設の空床情報について、地域の医療機関に定期的に情報を共有していること。	
初期加算(Ⅱ)	¥95/日	入所日より30日算定します。ただし、初期加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しない。	
外泊時費用	¥1,145/日	・外泊時に算定します。	
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	¥2,530/日	・外泊時に在宅サービスを利用したときに算定します。	
認知症短期集中リハ加算(Ⅰ)	¥759/日	(1)リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して、適切なものであること。 (2)入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により継続した生活支援を実施する(1)のリハビリテーション計画を踏まえて実施すること。	
認知症短期集中リハ加算(Ⅱ)	¥380/日	認知症短期集中リハ加算(Ⅰ)の(1)及び(2)に該当するものであること。	
退所時栄養情報連携加算(1月につき1回を限度)	¥222/回	厚生労働大臣が定める特別食※を必要とする者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対し、管理栄養士が退所先の医療機関に対して当該者の栄養管理に関する情報を提供する。	
再入所時栄養連携加算	¥633/回	厚生労働大臣が定める特別食※を必要とする者。	
安全管理体制未実施減算	-¥6/日	・外部研修終了担当者を中心とした組織的な安全対策が整備されていない場合。	
安全対策体制加算	¥21/回	・外部研修終了担当者を部門設置と組織的な安全対策体制の整備をします。入所時1回のみ。	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	¥162/日	・在宅復帰支援を積極的に行い在宅復帰率や職員配置割合の強化が施設基準の40以上である。	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	¥162/日	・在宅復帰支援を積極的に行い在宅復帰率や職員配置割合の強化が施設基準の70以上である。	
療養食加算	¥19/回	・医師の指示の元で療養食を必要とした時に算定します。	
経口移行加算	¥89/日	・経口摂取に移行するための計画を行います。	
経口維持加算(Ⅰ)	¥1,265/月	・医師の指示の下、経口維持計画書を作成し管理栄養士又は栄養士が栄養管理をします。	
経口維持加算(Ⅱ)	¥317/月	・上記に加え継続的な支援と食事観察及び会議に医師、又は言語聴覚士等も参加した場合。	
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	¥1,423/回	・退所に係る指導を入所前に在宅に訪問し行います。	
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	¥1,518/回	・多職種が会議を行ない目標や支援計画を定めます。	
試行的退所時指導加算	¥1,265/回	・退所時に係る指導を行った場合に算定します。	
退所時情報提供加算(Ⅰ)	¥1,581/回	入所者が居宅へ退所した場合、当該入所者の診療情報心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定します。	
退所時情報提供加算(Ⅱ)	¥791/回	入所者等が医療機関へ退所した場合、当該入所者の診療情報心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定します。	
入退所前連携加算Ⅰ	¥1,898/回	・入所前後30日以内に介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービスの利用方針を定めた場合に算定します。	
入退所前連携加算Ⅱ	¥1,265/回	・1ヶ月以上の入所後診療状況の文書の作成と居宅支援事業者との退所後のサービス調整を行います。	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	¥443/回	・かかりつけ医と連携し状況に応じて処方内容の変更をし退所後情報提供を行った場合算定します。	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	¥222/回	・施設においてかかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イの要件①④⑤に掲げる基準のいずれにも適合していること。	
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	¥759/回	・入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設において、入所中に服用薬剤の総合(Ⅰ)イ又はロに加え、服薬情報を厚生労働省に提出し適切かつ有効な実施のための情報を活用します。	
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	¥317/回	・(Ⅰ)と(Ⅱ)に加え、入所者の薬剤を当施設の医師とかかりつけ医が連携し減薬する取組みを行います。	
緊急時治療管理	¥1,638/日	・入所者の病状が重篤になり、救命救急治療を行った場合に算定します。	
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	¥756/日	・特定の疾患について、投薬・検査・注射・処置等を行った場合に算定します。	
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	¥1,518/日	・上記に加え医師による専門的な総合診療を行った場合に算定します。	
訪問看護指示加算	¥949/回	・訪問看護事業所への指示を行なった場合に算定します。	
リハビリマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	¥105/月	・医師とリハビリ職員がリハビリテーション実施計画を作成し厚生労働省と連携を行った場合に算定します。	
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	¥10/月	・入所時にリスク評価を全員に行います。	
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	¥42/月	・(Ⅰ)を満たし褥瘡発生のリスクがあるとされた入所者に発生がなかった場合に算定します。	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	¥32/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で改善活動を継続的にしていること。	
排せつ支援加算Ⅰ	¥32/月	・入所時に排泄に関する状況の評価を(少なくとも3月に1回)実施し計画策定をして厚生労働省と連携します。計画に沿った支援を継続します	
排せつ支援加算Ⅱ	¥48/月	・(Ⅰ)の継続支援と排尿又は排便の改善が見込まれる場合に算定します。又は施設利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。	
排せつ支援加算Ⅲ	¥63/月	・おむつ使用有りからおむつ使用無しに改善した場合に算定します。又は施設利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。	

業務継続計画未実施減算	所定単位数の3.0%を減算	当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%を減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催・虐待防止のための指針を整備・従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施・適切に実施するための担当者を置くこと
自立支援促進加算	¥317/月	・寝たきり予防重度化防止のためのマネジメントを医師を交えて計画し厚生労働省と連携を図った場合算定します。
科学的介護推進体制加算Ⅰ	¥43/月	・一人一人の日常生活動作、栄養状態、口腔機能、認知症状など基本情報を厚生労働省に提出し必要に応じて見直しを図ります。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	¥64/月	・(Ⅰ)の情報に薬剤情報を加え、厚生労働省に提出し連携します。
ターミナルケア加算	¥228/日	・家族の同意を得て行う、ターミナルに関する加算。 死亡日以前31日以上45日以下。
	¥506/日	・家族の同意を得て行う、ターミナルに関する加算。 死亡日以前4日以上30日以下。
	¥2,878/日	・家族の同意を得て行う、ターミナルに関する加算。 死亡日以前2日または3日。
	¥6,008/日	・家族の同意を得て行う、ターミナルに関する加算。 死亡日。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	¥57/日	・介護職員の国家資格保持者(介護福祉士)を60%以上配置されていることの加算
介護職員処遇改善加算Ⅰ	3.9%	所定単位数の3.9%加算
介護職員処遇改善加算Ⅱ	2.9%	所定単位数の2.9%加算
介護職員処遇改善加算Ⅲ	1.6%	所定単位数の1.6%加算
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	2.1%	介護職員の処遇改善のさらなる加算技術と経験の比率による
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1.7%	介護職員の処遇改善のさらなる加算技術と経験の比率による
介護職員等ベースアップ等支援加算	0.8%	処遇改善加算を取得している事業所で加算額は法人が定める額を介護職員等のベースアップ等に使用する
②その他利用料		
食費	¥1,820/日	(第3段階②:1,380円、第3段階①:650円、第2段階:390円、第1段階:300円/日)
特別な食事代	実費	お正月メニュー・クリスマスメニュー・季節の行事食など(220円/食)
居住費	1人部屋の場合	¥1,668/日 (第3段階:1,310円、第2段階:490円、第1段階:490円/日)
	2人部屋の場合	¥1,025/日 (第3段階:1,370円、第2段階:370円、第1段階:000円/日)
	4人部屋の場合	¥377/日 (第3段階:1,370円、第2段階:370円、第1段階:000円/日)
日常生活費	¥216/日	その他日常生活に関わるもの(シャンプー・ソープ・清掃消耗品費等として)
個室料	2人部屋	¥1,080/日
	1人部屋	¥2,160/日
理美容代	カット	¥2,530/回
	シャンプー	¥990/回
	顔剃り	¥990/回
	カラー+カット	¥6,050/回
	パーマ+カット	¥6,050/回
私物洗濯	¥660/回	
教養娯楽費	¥108/日	日常的なレクリエーション、教養品費等+実費(生花等は花代等別途必要になります)
持ち込み家電電気代	ノートパソコン	¥162/月
	加湿器・空気清浄機	¥1,512/月
	携帯電話	¥54/月
	ラジオ機器	¥216/月
	その他	¥54~108/月
診療情報提供書等文書料	¥2,200/枚	
テレビ料金	¥200/日	テレビカードとして購入いただきます(1枚:1000円 1日 ¥200×5日分) 日数単位で精算できます。

※上記、②その他利用料は消費税込みの価格で示しております。

居住費について、外泊中は居住費を徴収することができるものとする。ただし、外泊中のベッドを短期入所療養介護、又は、介護予防短期入所療養介護に利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所療養介護利用者、又は、介護予防短期入所療養介護より短期入所の滞在費を徴収する。基準により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する方にある場合は、多床室の費用の額となります。

施設は、②その他利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行なう1ヶ月前までに説明を行ない、当該利用料を相当額に変更する。